

海外経済要録

米州諸国

◇米国、定期預金の準備率引上げ

連邦準備制度理事会は、8月17日、各加盟銀行の定期預金(貯蓄預金を除く)のうち、残高が500万ドルを越える部分に対する準備率を現行の5%から6%へ引き上げる旨を発表した。この措置は、準備市銀行については9月8日、その他銀行については9月15日から実施される。

同理事会によれば、今回の引上げの目的はCD発行に対する調整および銀行貸出増加に対する抑制の補強の2点にある。

◇米国、主要銀行プライム・レート引上げ

8月16日、ファースト・ナショナル・シティ銀行(ニューヨーク)はプライム・レートを5.75%から6%に引き上げ、即日実施する旨を発表した。これに続いてほとんどの主要銀行が追随引上げを発表した。

今回の引上げの趣旨はファースト・ナショナル・シティ銀行によれば、「資金需要の引き続き異常な強さに対処するため」と説明されている。

欧州諸国

◇EEC、共通農業政策等に関する理事会決定

EEC理事会はさる7月24日、農業共同市場設立のために必要な諸規則のうち、懸案となっていた一部農産物の市場規則、共通価格などについて合意に達し、これに基づいて翌々26日、ケネディ・ラウンド交渉に対するEECの農産物オファーを決定した。決定の概要は次のとおり。

(1) 共通農業政策関係

イ. 共通市場組織に関する決定

果実・野菜・油脂につき、生産者団体の組織化、市場介入および輸出補償制度等を内容とする共通市場規則を決定し、砂糖についても共通市場設立のための基本原則を採択した。

ロ. 共通価格の決定

次の6品目について共通価格が設定された。牛乳、牛肉、砂糖、米、油料種子およびオリーブ油。

(2) ケネディ・ラウンド交渉への農産物オファー

さきに決定した穀物オファーに続き、このほど主要品目に関するオファーを確定した。この内容を大別すれば次のとおりである。

イ. 世界協定によるもの

乳製品および牛肉については、先の穀物同様、世界協定の締結を提案する。

ロ. MS方式(価格支持幅固定方式)を基準とするもの
豚肉、卵、家きん等については、各国の農業保護措置を一定期間固定化し、その後漸進的に保護措置(具体的には価格支持の大きさであらわされる)の縮小をはかるというMS方式(montants de soutien)に準拠した提案を行なう。

ハ. 関税引下げによるもの

果実・野菜等については輸入課徴金の引下げと固定を、共通農業政策の対象外となっている農産物等(ホップ、はちみつ等)については関税の切下げを提案する。

◇英国、物価および所得法の成立

「物価および所得に関する法案」は、8月12日、英国議会を通過、成立した。

この法案は、「事前警告制」の立法化を内容とする部分(註)と、賃金、物価などの凍結に関する行政的権限を政府に付与することを内容とする部分の二つを柱としている。

後者は、政府がさる7月20日、ポンド防衛強化措置の一環として発表した賃金、物価などの凍結(8月号「要録」参照)に法的裏付けを与えるため、7月29日公表した「賃金、物価凍結の具体的内容に関する白書」に基づき、当初の法案の追加として議会に提出されたものである。

上記白書によると、賃金、物価などに関する凍結措置は、本年末まで賃金、物価を据え置き、その後の半年間もきびしく制限する(配当については1年間の凍結)という基本線は7月20日に発表された措置の内容と同一であるが、次の2項が新たに追加されている。

(1) 凍結の対象となる賃金には、時間外手当支給率の変更、労働時間の短縮など実質的に賃上げとみられるものも含まれる。また価格については、おもに生産者価格を対象とするが、卸、小売商に対しても協力を求める。

(2) 政府は議会の承認を経て、特定の賃金・価格の引上げに際しては主務大臣の許可を要する旨のOrderを発することができる。また、すでに行なわれた引上げを不当と認める場合は、これを取り消すことができ

る。

なお、英国政府は今回の立法化により、今後1年間、個々の案件について引上げ停止の行政的権限を得たが、この権限を発動した場合は28日以内に上下両院の承認が必要とされている。

(注) 賃金、物価抑制のための事前警告制とこれに関する罰則規定を内容とする法案(昭和40年9月号「要録」参照)で、昨年9月政府によって立案され、本年2月24日議会で提出されたが、審議未了のため廃案となった。その後、配当も事前通告の対象としたり、また、懲役刑を含む罰則規定を罰金刑に限定するなど、若干の手直しが行なわれ7月4日議会で再提出された。

◇英国、外国為替持ち高規制の強化

英蘭銀行は、8月4日、ロンドンの外国為替公認銀行の一部に対し、①外国為替の直、先総合持ち高(open position)および②外国為替の先物売り予約に見合う直物買持ち高(spot currency held against forward commitment)についての枠削減を行なった。本措置は、①および②のいずれか一方、あるいは双方に適用されるなど、銀行によって区々であり、また削減幅も異なると伝えられている。なお枠を削減された銀行は、8月末までに外国為替の持ち高を新しい枠内に調整することを要請されている。

本措置のねらいは、①により銀行筋の投機的なポンドの売りを抑え、さらに②により最近次第に増大してきているスワップ取引によるポンドの外貨への転換運用の余地をせばめ、金・外貨準備の減少をある程度抑制することにあると云われている。

◇英蘭銀行、市中貸出規制の遵守を要請

英蘭銀行は、8月9日、ロンドン手形交換所加盟銀行に対し、貸出内容を再検討し、昨年4月以降実施されている貸出規制限度額を遵守するよう要請した。

本要請は、ロンドン手形交換所加盟銀行の7月の貸出残高が、貸出規制限度額(昨年3月17日現在の貸出残高の105%)一杯に達し、しかも選択的雇用税の徴収期(9月以降)を控え、今後資金需要がますます強まることから予想されるため、これに対処して、不要不急の貸出を減らし、国家的見地から必要とみられる資金需要に対して貸出規制の枠内で貸し応じようよう要請したものとみられている。

◇西ドイツ、輸出金融の強化

ブンデスバンクは7月22日、「輸出金融会社(AKA Ausfuhrkredit GmbH)」のB枠(ブンデスバンクが輸出金融会社に対し再割引を認めている枠)を、6億マルク増加して9億マルクにすると同時に輸出業者の自己調

達比率を30%(従来40%)に引き下げ、即日実施する旨発表した。

ブンデスバンクの説明によると本措置のねらいは「中・長期輸出、特に資本財の輸出金融の困難化に対処する」ところにあるとされている。

本措置により、西ドイツ輸出業者は金利面でA枠利用の場合に比し、約1%(注)のフェイバーを受けることになるほか、借入れの余地が増大するところから、当面の金融逼迫下では今後B枠の利用は急速に増大するものとみられる。

(注) 現行金利水準はA枠(シンジケート銀行団の融資枠、ブンデスバンクの担保貸付適格)が8.25%、B枠が6.5%であるが、輸出業者の自己調達比率(A枠の場合10~20%、B枠の場合は今回の措置により30%となる)、輸出業者負担の、手形発行税(0.6%)を勘案すると、A枠を利用した場合の輸出業者の金利負担は約8.975%、B枠利用の場合は約8%となる。

◇フランス、鉄鋼業に対する政府融資

フランス政府は7月25日の閣議で、鉄鋼業界に対し総額30億フランの長期低利融資を行なうことを決定した。これによると、政府は1966~70年の5年間に毎年6億フランずつ、経済社会開発基金(Fond de Developpement Economique et Social)を通じてフランス鉄鋼連盟に融資することとなっており、金利は年4%(ただし当初5年間は3%)、期間は30年(1971年以降償還)となっている。

上記措置は、E E C経済統合の進展、ケネディ・ラウンドの実現を控え、業界再編成と国際競争力強化を急ぐ政府の第5次5ヵ年計画の一環をなすものとみられ、かたがた業界の合理化計画(注)に基づく設備投資(100億フラン)に資金的援助を与えるという意図もあって早期に実現されたものである。

政府は、こうした措置を他の基幹産業にも実施する旨をはのめかしており、他業界はもとより労筋筋でも今回の措置を好感している。

(注) 業界の合理化計画の骨子は次のとおり。

- ① 企業の整理統合と設備の合理化
- ② 生産の拡大(1965年19.5百万トン→70年22百万トン)
- ③ 被雇用者の削減(1970年までに15千人、6.8%削減)

◇フランス、銀行合併

フランスの預金銀行 La Société Française de Financement et de le Copropriété(Seffico)と事業銀行 l'Immobilière Constructions de Paris(L. C. P.)はこのほど合併契約に調印、新名称を le Banque de le Construction et des Traveaux Publics(資本金50万フラン)として8月1日から業務を開始することとなった。

フランスでは、さる2月の銀行法改正により、事業銀

行と預金銀行の業務分野についての規制が大幅に緩和された結果、銀行界の再編成が一段と促進されつつあるが(7月号「要録」参照)、今回の合併もこうした動きの一環とみられる。

◇イタリア、1967年度予算案の決定

イタリア政府は7月30日の閣議で、下記のとおり明年度予算案を決定した。その概要は次のとおり。

- (1) 景況の回復を見込んで、比較的大幅な税収の伸び(10.0%、本年度の対前年度比6.7%)を予定している。
- (2) 経常支出が増高を示し(14.5%、本年度の対前年度比10.0%)、これを主因に総合収支尻の赤字幅は拡大(30.6%)しているが、これは、従来予算外支出(資本市場から調達)となっていた社会開発関係支出のうち経常的支出を予算内に計上したことによるもので、実質収支では赤字幅の縮小(1,311億リラ)をみている。
- (3) 投資的支出については、予算上の投資支出の増加が小幅にとどまり(5.3%増)、資本市場からの調達分も圧縮されるなど慎重な政策的配慮がうかがわれる。資本市場に対する国庫の依存度軽減には、民間投資促進の機会をふやそうとする意図もあるものとみられる。

イタリアの1967年度予算案

(単位・億リラ)

		1966年度 当初予算	1967年度 当初予算	増 加 率 (%)
歳 入	租 税 収 入	66,755	73,466	+ 10.0
	租 税 外 収 入	3,487	3,704	+ 6.2
	資 本 勘 定 収 入	972	691	- 28.9
	計	71,214	77,861	+ 9.3
歳 出	経 常 支 出	63,209	72,364	+ 14.5
	投 資 支 出	12,257	12,909	+ 5.3
	国債償還等その他 資 本 勘 定 支 出	4,665	4,234	- 9.2
	計	80,131	89,507	+ 11.7
総 合 収 支(△赤字)		△ 8,917	△ 11,646	+ 30.6
資本市場よりの調達		△ 10,907	△ 6,867	- 37.1
実 質 収 支(△赤字)		△ 19,824	△ 18,513	- 6.7

◇ベルギー、銀行法の一部改正案を上程

ベルギー政府は、7月中旬、同国の銀行基本法である「銀行監督および有価証券発行制度に関する勅令(1935

年)」(以下銀行法と略称)の一部改正案を議会に提出した。

同国の銀行法は、銀行業務の本質は預金貸出業務であるとの立場をとり、同法第14条によって銀行の有価証券保有をきびしく制限している。すなわち、同条第1項は銀行の有価証券保有を原則として禁止し、第2項で例外的に公募債の引受けを認めているが、その場合も当該証券を6か月以内に売却することを保有の条件としている。

この結果、資本市場の発達にはかばかしくなく、企業の資本調達には円滑さを欠くこととなり、すでに数年前から事態の改善が要望されていた。現に1962年に、ベルギー中央銀行のド・ボーゲル副総裁を議長とする委員会が政府の諮問に答え、銀行法の改正を骨子とする提言を行なった経緯があり、これが今回の改正案の骨格をなしている。

改正案の概要は以下のとおりである。

- (1) 第14条第1項を改正し、銀行の社債保有を認める。
- (2) 同条第2項を改正し、株式の保有期間の制限を緩和する(6か月→1年)。
- (3) 銀行委員会に対し、上記株式保有期間の再延長(1年)についての権限および大蔵大臣ならびに経済大臣の同意を得て、株式の最高保有限度額を設定する権限を付与する。

◇オランダ、銀行合併

オランダ商業銀行中第3位の Nederlandsche Mid-denstandsbank(資本金60百万ギルダー、預金量1,279百万ギルダー、資産総額1,380百万ギルダー、1964年末)はこのほど Verenigde Bankbedrijven(資産総額250百万ギルダー)を吸収合併することを発表した。

これは、銀行間競争の激化に伴い業況が悪化した系列中小銀行を大銀行が吸収合併し、業務の合理化を図ろうとしたものとみられる。

ア ジ ア 諸 国

◇アジア開発銀行設立協定の発効

アジア開発銀行設立協定は、8月22日、カナダ、フィンランド両国の批准書寄託によって、寄託国が16か国、出資額が681百万ドルに達したため、正式に発効した。

同日現在寄託を完了した諸国は、域内国10か国(パキスタン、ネパール、西サモア、フィリピン、インド、日本、タイ、マレーシア、韓国、アフガニスタン)、域外国6か国(ノルウェー、米、ベルギー、デンマーク、

カナダ、フィンランド)である。

なお、同協定第65条によれば、出資額が同行の授權資本金10億ドルの65%以上に達する少なくとも15か国以上(うち、10か国以上はエカフェ域内国であることを要する)が、批准書または受諾書の寄託を完了することによって、協定が発効することとなっている。

◇ASA(東南アジア連合)第3回外相会議の開催

ASA(東南アジア連合—タイ、フィリピン、マレーシア3国の地域協力機構)の最高意思決定機関である3国外相会議(第3回)は、8月3日から5日にわたりバンコクで開催、合意に達した諸点は最終日共同コミュニケとして発表された。その要旨は次のとおり。

(1) 次の共同計画を即時実行する。

- イ. 外国援助に基づく共同計画—①ASA諸国間の通信網、②港湾施設の拡充、③航空施設の充実、④海洋漁業訓練センターの設置、⑤アジア・ハイウェイの建設
- ロ. 域内経済協力計画—①ASA基金の設立、②貿易自由化、③通商航海に関する取決め、④商品展示センターの開設など
- ハ. 技術協力・研究計画—①ココナツ、ゴム、米等農業に関する調査研究、②コレラ等の疫病に関する研究、③製糖、紙・パルプ工業に関する研究

(2) 次の事項の研究、検討を促進する。

- イ. 特惠関税、配船
- ロ. 人的資源の開発
- ハ. 美術展、映画祭などの開催

(3) 上記共同計画を実施するため、明年2月までに開催される11の委員会の日程を承認する。

(4) 第4回外相会議を明年中にマレーシアで開催する。

ASAは、タイ、フィリピン、マラヤの3国が、各国の主権を尊重しつつ、経済・社会・文化面で協力することを目的として、1961年7月の3国外相会議の決定により発足した地域協力機構で、1963年9月、マレーシア紛争が発生するまでに、ASA急行列車の運行(バンコク・クアラルンプール間)、3国間の査証手数料免除などが実行に移されていた。しかしながらマレーシア紛争の発生により、マ

レーシア、フィリピンの国交が断絶されたため、その活動が停止していたところ、インドネシアのマレーシア対決終息(本年6月)によるマレーシア、フィリピン両国の正式な国交回復に伴い、その内容をいっそう充実して再発足したものである。

◇パキスタンの1966/67年度予算案

パキスタン政府は、さる6月12日、1966/67年度(1966年7月～67年6月)予算案を議会に提出するとともに、税制改正案を発表した。同予算案によれば、歳出総額は104億ルピー(前年度修正予算比29%増)ときわめて大型となっており、開発支出の大幅増加、国防費の削減がその特徴的な点である。

(1) 経常勘定

歳出面で国防費が22.5億ルピーと前年度比17%の削減となっているため、経常支出全体では8%の伸びをみているにすぎず、かたがた税制改正による歳入増20%が見込まれていることもあって、6.3億ルピーあまりの歳入超過(前年度5.4億ルピーの歳入不足)が計上されている。

(2) 資本勘定

地方開発のための州政府に対する補助金支出の大幅増加(前年度比81%の増)を主因とする開発支出の増大から、資本支出額は47.9億ルピーと41%の伸びを示している。一方、資金源泉面では国債発行が激減してい

1966/67年度予算案

(単位・百万ルピー)

歳	入		歳	出	
	1965/66年 度修正	1966/67年 度予算		1965/66年 度修正	1966/67年 度予算
経常勘定			経常勘定		
関税	1,117	1,343	一般行政費	497	513
消費税	937	1,124	国防費	2,710	2,250
所得税	730	815	国債費	464	521
販売税	780	1,064	州政府交付金	111	164
その他共計	4,697	5,636	その他共計	5,233	4,999
			歳入超過額	- 536	637
資本勘定			資本勘定		
経常勘定余剰	- 536	637	開発費	2,523	4,350
外国援助	1,769	2,507	うちかんがい	418	463
国債の償付	1,121	193	郵便・電信公社への貸付	123	189
州政府への貸付金の返済	147	180	州政府への貸付・贈与	1,569	2,848
その他共計	3,388	4,793	非開発費	766	293
合計	8,085	10,429	その他共計	3,388	4,793
			合計	8,085	10,429

る反面、前年度を40%方上回る外国援助(25億ルピー)が予定されているのが注目される。

なお、同予算案と同時に発表された税制改革案の概要は次のとおり。

(1) 企業および2万ルピーを越える個人所得者について、従来の所得税のほか、所得税の10%相当額の政府証券(10年満期、金利5%)を引き受けさせるものとする。

(2) 340万ルピー以上の資産に対して賦課されている財産税を現行2%から2.5%に引き上げる。

(3) 関税対象品目の税率区分を現行28ランクから14ランクに縮小するとともに、税率を10~250%(現行5~300%)に改める。

(4) 原油につき、新たに1ガロン当たり3.2ルピーの輸入課徴金を賦課する。

(5) セメント、ソーダ灰および砂糖についての販売税は、現行では売上高に対し課せられているが、これを生産能力に対して賦課するものとする(たとえば、セメントについてはトン当たり15ルピー)。

以上の税制改正による1966/67年度の増収は、所得税・財産税72百万ルピー、消費税74百万ルピー、販売税245百万ルピーにのぼるものとみられている。

◇マレーシア、シンガポール等における共通通貨の廃止

マレーシアおよびシンガポール政府は、8月17日、さらにブルネイ政府は、同月20日、従来3国において使用している共通通貨を廃止し、これに代えて明年6月12日以降、各国はそれぞれ独自の通貨を発行することとなった旨を発表した。

マレーシア、シンガポール、ブルネイ3国においては、従来、通貨発行委員会(Currency Board)の発行する共通通貨マラヤ・ドルを使用してきたが、先般、同委員会の通貨発行権限が明年6月12日以降マレーシア中央銀行に移管されることが決定(前月号「要録」参照)されたため、それ以降の通貨発行方式についてこれら3国間で協議、調整を重ねてきた。しかしながら、協議は、シンガポールが独立国として通貨発行に関し発言権を確保するよう主張して譲らなかつたこともあって失敗に終わり、結局3国がそれぞれ独自の通貨を発行することとなったものである。

かかる単独通貨の発行について、マレーシア政府は、これら3国間の緊密な経済的連繋関係にかんがみ、今後貿易決済面などにおいて種々の技術的障害が生ずることを懸念し、とりあえずシンガポールとの通貨交換に関し、同一方式で交換しうるような取決めを結び、今後とも両国間の経済協調関係を緊密に保っていく旨発表して

いる。

◇マレーシア政府、マラヤ・ドルの金リンクを発表

マレーシア政府は、8月16日、マラヤ・ドルを英ポンド貨に代え、金にリンクさせるため、マレーシア中央銀行法(1958年制定)を改正する法案を次期国会に上程する旨を発表した。

マレーシアは、1958年3月以降IMFの加盟国であり、62年6月以降同協定に基づき、1マラヤ・ドル=純金0.290299グラムの平価が定められているが、従来国内法上はマラヤ・ドルの英ポンドとの交換(交換レート:1マラヤ・ドル=2シリング4ペンス)のみが規定されていたものであり、今回の改正により、国内法上も金(交換レートはIMF平価と同じ)あるいは適当な他の金貨への交換を自由に行ない得るようにしようとするものである。

今次改正の意図につき、同国政府は、現在の1マラヤ・ドルに等しい2シリング4ペンスが純金0.290299グラムと等価であるということを表わしたもので、単なる用語の変更にすぎないとしているが、金あるいは適当な他の通貨との交換の道を開いたことは、ポンドの地位が弱体化している現状にかんがみ、今後同国の外貨準備の運用等に関し英国とのきずなに大きな影響を与えるものとして注目される。

◇シンガポール、IMF、世銀に加盟

昨年8月9日、マレーシアから独立したシンガポールでは、かねてよりIMF、世銀に加盟申請を行っていたが、8月3日、正式に加盟手続を完了した(同国のIMFクォータは30百万ドル、世銀出資金は32百万ドル)。なお、この結果、両機関への加盟国数はともに104か国となった。

◇韓国、外資導入関係法の一元化

韓国では、7月14日「外資導入法」案が国会を通過(8月3日公布、9月2日施行)、これに伴って従来の外資導入関係3法(「外資導入促進法」、「海外借款に対する支払保証法」、「長期決済方式による資本財導入に関する特別措置法」)は廃止されることとなった。今回の措置は関係法の一元化とともに、外資の流入を促進することをねらいとしたものであり、改正された主要点は次のとおりである。

(1) 外国人の直接投資比率(当該企業の資本金に対する外国人資本の比率)の最低限度(従来25%)を撤廃したこと(なお、最高限度については従来から制約なし)。

(2) 直接投資の果実送金の制限(従来は毎年元本の20%以内)を撤廃したこと。

なお、外資の認可基準(国際収支改善関連業種を優先)、元本の送金(2年経過後毎年元本の20%以内)、税法上の優遇措置(所得税、法人税等は当初の5年間は全額、その後3年間は半額をそれぞれ免除)、公共の収用・徴発に対する補償などの点については、おおむね従来どおりとなっている。

◇韓国、外国為替専門銀行の設立決定

韓国では、7月11日「韓国外換銀行法」が成立し(同28日公布)、近く同法に基づいて外国為替業務を韓国銀行から継承して、韓国外換銀行と称する新しい専門銀行が設立されることとなった。同法の骨子は次のとおりである。

(1) 資本金を100億ウォンとし、全額韓国銀行が出資する。なお、同行は純利益金(積立金控除後)を韓国銀行に納入するものとし、欠損金を生じ積立金でカバーできないときは韓国銀行が補てんする。

(2) 役員として、銀行長、専務理事各1名、理事5名以内(以上の役員で「理事会」を構成)および監事1名を置く。

(3) 主要業務を次のとおりとする。

イ. 外国為替の売買、外貨資金の保有運用

ロ. 信用状に関する業務

ハ. 手形の割引、債務の保証および手形の引受

ニ. 外国に対する投資、外国における外国為替金融債券(外貨建、発行限度は資本金と積立金の合計額の20倍以内)の発行

ホ. 預金の受入、内国為替取引

同法成立の背景としては、①近年貿易の拡大に伴い、韓国銀行における外国為替業務の比重が著しく増大しつつあるのにかんがみ、金融業務分野の調整正常化を図るとともに、明年からの第2次5ヵ年計画を控えて、外国為替取引ならびに貿易金融を一段と円滑にするため、特

殊銀行を設置する必要があるとの主張が高まってきたこと、②最近、外国銀行の支店設置の要望がとみに強まり、外交上これを無視できなくなってきたため、その認可に先立ち早急に韓国側の体制を整備する必要に迫られていること、などの事情が指摘される。

共産圏諸国

◇ユーゴ、円借款協定の締結

ユーゴスラビアは、1964年来のインフレの進行、国際収支の悪化に対処して、昨年7月の平価切下げ、本年初のデノミネーション実施など一連の改革措置を採るとともに、昨年来西欧諸国やわが国などの債権国政府に対して、昨年後半から明年末までに支払期限のくる債務の返済繰延べなどの協力を求めてきていた。そこでわが国は、同国の経済事情を考慮し、かつ従来同国に供与した延払い信用の返済を容易にするため、約5百万ドルに上る円借款を供与することに決定、7月30日両国政府は同協定に調印した。

これは、わが国の共産圏向け円借款として最初のものである。その用途は鋼材、繊維の工業原材料などの対日買付けに限定されており、その融資条件は、期間7年(据え置き2年を含む)、金利5.5%(輸銀4.875%、市銀8%)となっている。これによりわが国の同国向け輸出は、引き続き促進されるものと期待されている。

ユーゴの貿易額推移

(単位・百万ドル)

	輸 出 (うち 日本)	輸 入 (うち 日本)	収 支 尻 (うち 日本)
1961年	569 (1.3)	910 (5.7)	△ 341 (△ 4.4)
1962年	691 (0.5)	888 (15.3)	△ 197 (△ 14.8)
1963年	790 (0.5)	1,056 (7.8)	△ 266 (△ 7.3)
1964年	893 (0.9)	1,323 (9.8)	△ 430 (△ 8.9)
1965年	1,091 (0.6)	1,287 (31.2)	△ 196 (△ 30.6)